

子どもの権利条約及び児童福祉法改正について

1 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

児童の権利に関する条約は、基本的人権を子どもにも保障するため、1989（平成元）年、第44回国連総会で採択された条約です。（日本は1994（平成6）年に批准）

この条約は、子どもは権利の主体であり、その権利を自ら行使できるものと認め、基本的人権を、すべての子どもに保障するために必要な様々な権利を総合的に定めています。

- (1) この条約では、18歳未満を子どもと定義している（第1条）
- (2) すべての子どもは、保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、意見、財産、障害などにより、差別されない（第2条）
- (3) 子どもに関する措置をとるにあたっては子どもの最善の利益を考慮する（第3条）
- (4) 国は子どもの福祉に必要な保護及び養護の責任がある（第4条）
- (5) 子どもの発達にとって家庭環境の果たす固有の役割を認め、国は、親の指導を尊重する（第5条）

参考：児童虐待問題研究会（2018）「全訂Q&A児童虐待防止ハンドブック」ぎょうせい

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

参考：ユニセフHP

2 児童福祉法2016年の児童福祉法の改正の主な内容

- (1) 児童福祉法の理念に関する改正
 - ・「児童の権利条約の精神にのっとり」と子どもの権利が明記されました。
 - ・児童育成の第一義的責任が保護者にあることが明記されました。

3 児童福祉法の改正

改正前

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

改正後

☆第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

☆2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

※ 国及び地方公共団体の責務（第3条）

第3条を新設し、児童の保護者への支援、市町村における保育の実施等、国、都道府県の市町村への責務、業務などを明記しています。